

企業誘致に関するパートナーシップ協定書

羽生市（以下「甲」という。）と東京ラインプリンタ印刷株式会社（以下「乙」という。）は、乙の新工場での企業活動の開始にあたり、相互に連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、羽生市における企業誘致の推進及び乙による企業活動が地域に根ざしたものに発展していくことを目的に、お互いの役割を定めるものである。

（甲の役割）

第2条 甲は、乙と連携・協力を図り、次の取り組みを実践する。

- （1）市の広報誌やホームページを活用し、乙による企業活動の周知を行う。
- （2）乙の関連企業等が羽生市内に進出する際は、進出企業が行う事業用地の確保に対し全力で支援を行う。
- （3）本協定の締結について、広く市民に周知を行う。

（乙の役割）

第3条 乙は、地域に根ざした企業活動を展開するため、次の取り組みを実践する。

- （1）新たな雇用の確保にあたっては原則、羽生市内に居住する者を採用するよう努める。
- （2）取引企業や関連企業に対し、甲の企業誘致活動のピーアールを行う。
- （3）羽生市道路アダプト事業への協力など、地域コミュニティ活動に積極的に協力する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、有効期間が満了する日の2カ月前までに、両者のどちらかからも改廃の申し入れがないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（誠実協議）

第5条 本協定に定めのない事項、または本協定の運用に疑義が生じた場合は、両者協議の上決定する。

上記を証するため、本書2通を作成し、署名の上、各自1通ずつ保有する。

平成27年4月24日

甲 羽生市長

河田晃明

乙 東京ラインプリンタ印刷株式会社
代表取締役社長

漆原政博